

第1章 計画の基本的事項

1. 計画見直しの背景

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間を計画期間として、平成28年（2016年）10月に策定しました。

本計画は、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」の考え方を踏まえるとともに、本市の課題であった焼却量の削減目標を確実に達成するための減量・資源化施策の推進や名越クリーンセンターでの焼却停止後の施設として、新たなごみ焼却施設の稼働に向けた取組等、今後の廃棄物処理の方針を明確にし、ごみの適正処理を図るために策定したものです。

本計画策定後、新たなごみ焼却施設の建設に向けて住民説明を行ってきましたが、地元住民との協議が平行線をたどる中、燃やすごみの処理手法として他の手法も考えられることから、昨今の一般廃棄物処理を取り巻く社会状況の変化等を考慮しつつ、ごみの減量・資源化施策及び燃やすごみの処理方法について、改めて比較検討を行いました。

その結果、平成31年（2019年）3月に、計画していた新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていく「将来のごみ処理体制についての方針」（以下「新たな方針」という。）を策定し、本市における最適なごみ処理体制を明らかにしました。

また、鎌倉市、逗子市、葉山町におけるごみ処理の広域化（以下「ごみ処理広域化」という。）については、平成28年（2016年）7月から「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「広域実施計画」という。）の策定に向けた協議を始め、令和2年（2020年）8月に策定し、今後の広域連携の考え方を示しました。

さらに、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失、廃棄の削減について目標が設定されるなど、食品ロスの削減が国際的にも重要な課題として認識されました。国内においては、平成30年（2018年）6月に持続可能な社会づくりとの統合的な取組を掲げた「第四次循環型社会形成推進基本計画」が示され、また、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、行政、事業者、消費者など様々な主体の役割が示されたことから、新たな施策の推進が求められています。また、プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、本市においては、平成30年（2018年）10月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチック製品の削減のための取組を強化しています。

このような新たな状況とともに、本市が平成30年（2018年）6月に国から「SDGs 未来

都市」として選定され、また、令和2年2月に「鎌倉市気候非常事態宣言」を行い、これまで取り組んできた持続可能なまちづくりをより一層強化していることも踏まえ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るよう本計画ごみ処理基本計画を見直すものです。

2. 計画期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

3. 計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的な視点でのごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）を目標とした「ごみ処理基本計画」及び生活排水の適正処理などを目標とした「生活排水処理基本計画」で構成し、図1-1のとおり関係法令、諸計画と整合性を図ります。

また、毎年度実施計画を定めるとともに、ごみ処理については具体的に「アクションプログラム」を策定し、着実な事業の推進を図ります。

なお、食品ロス削減推進法第13条に定められた市町村食品ロス削減推進計画については、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロスの基本的な方針」という。）Ⅲ1(2)③イに示されているように、本計画の中に取組を位置付けます。

* 「食品ロスの基本的な方針」（抜粋）

Ⅲ 「その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項」

1 「地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画」

(2) 「食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項」

③ 「計画策定時」

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられる。」

図1-1 本計画の位置付け

